

海事科学研究科前期課程研究中間発表会実施要領

平成 30 年 4 月 25 日制定

令和 4 年 6 月 15 日改正

1 趣 旨

この要領は、神戸大学大学院海事科学研究科博士課程前期課程の修士論文審査に先立ち実施する研究中間発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

2 研究中間発表会の実施

- (1) 前期課程学生は 2 年次の最初の学期に研究経過、及び今後の研究について研究中間発表会（以下「発表会」という。）を行わなければならない。
- (2) 発表会は、学生の所属するコースに相当する講座（以下「相当講座」という。）単位で実施するものとし、発表会開催の日時、場所及び発表者氏名と研究題目を開催の 1 週間以上前に、相当講座の全教員及び当該コースの学生に周知するものとする。
- (3) 発表会は講座主任が実施する。発表時間は、質疑応答を含めて 1 人当たり 15 分から 20 分の範囲内で各相当講座が決める。

3 研究中間報告書及び研究中間発表会実施報告書の提出

- (1) 発表を行った学生は研究中間報告書（別紙様式 1）を作成し、指導教員に提出するものとする。
- (2) 発表を行った学生について、講座主任は研究中間発表会実施報告書（別紙様式 2）を、発表会実施後 2 週間以内に研究科長に提出するものとする。

4 研究中間発表の認定

研究科長は、前項の報告書に基づき、研究中間発表を行った者を認定する。

5 修士論文の提出

学生は、発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、修士論文作成に関する適切な指導を指導教員から受ける。

6 その他

- (1) 転入学者及び早期修了申請者については、発表会を免除する。
- (2) 聴講派遣学生又は研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、指導教員が特例発表届（別紙様式 3）を研究科長に提出することで、当該学生の発表に替えることができるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。